

第1章 調査の概要

1 調査の目的

本調査の目的はふたつある。第1は労働省編職業分類¹が内包している問題を明らかにすること、第2は今後予定されている労働省編職業分類の改訂にあたって考慮すべき点を明確にすることである。労働省編職業分類は前回の改訂から既に8年以上の年月が経過し、この間の経済社会の変化にともなって職業も変化している。本調査では現実の職業と職業分類表に設定された項目との間に生じている乖離の程度を把握することに主眼が置かれている。調査は厚生労働省の協力を得て実施された。

職業安定法第15条は、「職業安定主管局長は、職業紹介事業・・・(に)使用されるべき標準職業名を定め、・・・職業分類表を作成し」なければならないと定めている。この規定にもとづいて作成されているのが労働省編職業分類である。労働省編職業分類は大・中・小・細分類の4階層構造になっており、その最下層レベルである細分類に設定された項目名が、標準職業名に準じる代表職業名である。ハローワークの職業紹介業務で使っているのはこの代表職業名である。

本調査は、ハローワークの職業紹介業務のうち求人・求職の申込時における職業分類番号の付与に焦点をあてている。求人業務を担当する職員は、求人申込書の受理にあたって求人職種欄に記入された職種に対応する職業を職業分類表の細分類項目の中から選び、その分類番号を求人申込書の所定の欄に記入することが求められる。同様に、求職者業務の担当職員は、求職申込書の希望する仕事欄に求職者が記入した職種に対して職業分類表の中から該当する細分類項目を選び、その分類番号を求職申込書の所定欄に記入する。

このように求人・求職の職種には職業分類番号が付与され、それによって職業分類表の項目を介した求人情報の検索が可能になっている。したがって求人・求職の職種を職業分類表の項目に的確に対応させることができないと、求人検索に不都合が生じることになる。本調査は、第1にそのような不都合の生じている項目やそれに関連した要因を明らかにし、それにもとづいて第2に労働省編職業分類の問題点と課題を抽出したものである。換言すると、ユーザーの視点からみた職業分類表の項目と現実の職業との間の溝を明らかにすることが本調査に課せられた課題である。

2 調査の対象

調査対象者はハローワーク職員のうち求人業務担当者と求職者業務担当者（それらの業務経験者を含む）である。職業分類表に係る問題を網羅的に把握するだけでなく、その背景

*1 現在使われている分類表は、2001年に中央省庁の再編統合が実施される前の1999年に改訂されている。本報告では現行版の名称である『労働省編職業分類』をそのまま用いることとする。

にある視点や考え方をより深く探るため2種類の実態調査を実施した。質問紙調査とヒアリング調査である。質問紙調査の対象者は、全国の公共職業安定所（本所のみ。出張所・分室等は除く）の求人部門・職業相談部門の担当職員（以下「職安調査」という）と労働政策研究・研修機構労働大学校の開講している職業指導研修・事業主指導研修・職業安定上級研修の3つのコースに参加している研修生のうち2000年4月以降に求人部門又は職業相談部門の業務に従事したことがある者（以下「大学校調査」という）である²。他方、ヒアリング調査の対象者は、東京労働局管内の公共職業安定所（本所のみ）において求人関係の業務と職業相談関係の業務にそれぞれ従事している職員である。大半は統括職業指導官である。調査の対象・実施時期・調査票の回収等は図表1の通りである。

図表1 調査の時期・対象

	実施時期	対象	件数・回収
ヒアリング調査	2005年6～10月	東京労働局管内の公共職業安定所	10所
質問紙調査	2005年7～9月	労働政策研究・研修機構 労働大学校研修生 *1	156票
質問紙調査	2005年9～10月	全国の公共職業安定所 *2	472所

（注）1. 調査対象者は、職業指導研修・事業主指導研修など6つの研修クラスの研修生のうち2000年4月以降に求人又は求職者関係の業務に従事した経験のある者である。

2. 調査対象は本所のみであり、出張所・分室等は除外している。

3 調査の方法

職安調査では地方労働局を經由して各公共職業安定所に調査票を配布した。職員が個人の立場で回答している安定所がある一方、職員の意見を取りまとめて担当部門の意見として回答している安定所もある。大学校調査では、研修コースの開講時に調査票を配布して閉講時に回収した。ヒアリング調査では、事前に調査項目を連絡して、訪問時に各項目について実情の説明を求めた。

4 調査項目

①職安調査では、求人業務担当者用と求職者業務担当者用の2種類の調査票を使用した。

〈求人業務担当者用調査票の項目〉

分類番号の付与に関する大分類項目別の問題点、地場産業や伝統工芸品の製作・製造に係る求人申込、複合的な職務で構成される求人職種に分類番号を付与する方法、分類番号の確定が難しいときの分類番号の決め方、分類番号の確定が難しいケース、分類番号の確定が難しい理由、分類番号の確定が難しい求人職種に関する情報共有、的確な分類番号をつけるための参考資料、自由記述

〈求職者業務担当者用調査票の項目〉

分類番号の付与に関する大分類項目別の問題点、求職者の職業認識と職業分類表の項目

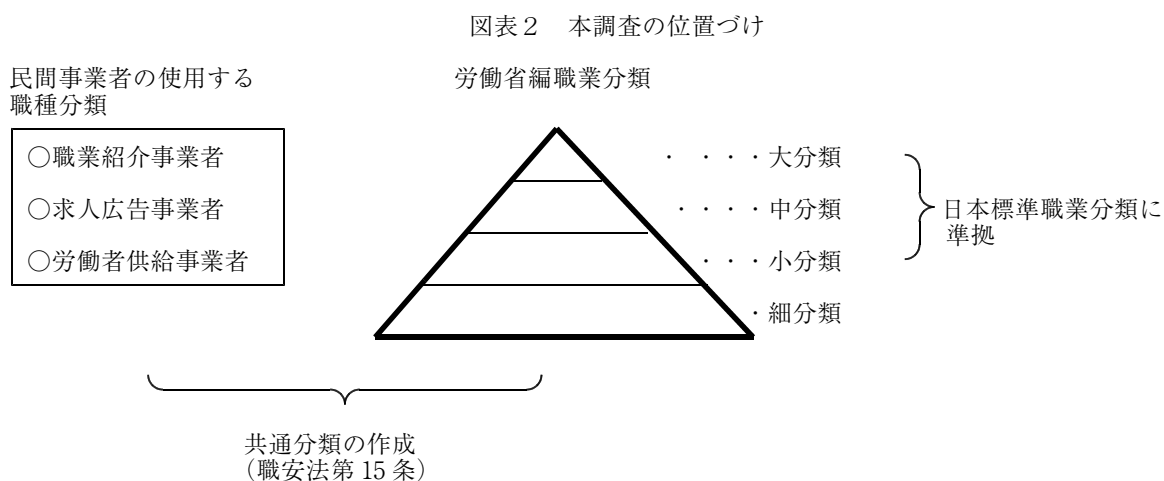
*2 現行の職業分類表は1999年に改訂され、2000年4月から全国の公共職業安定機関で用いられている。

との差異、自由記述

- ② 大・中・小・細分類の4階層で構成された分類体系である。このうち上位3階層（大・中・小分類）は日本標準職業分類との整合性を確保している。最下層の細分類レベルに設定された項目は労働省編職業分類の独自のものであり、職業紹介の業務に用いられているのはこのレベルの職業である。職業分類の改訂作業では分類体系の枠組みと実務で実際に用いられる項目の両者について検討が行われる。分類の枠組みに関しては、日本標準職業分類との整合性と職業安定法第15条の規定をめぐる問題点と課題について既に報告書を取りまとめている³。実務での利用については本調査を通じて細分類レベルに設定された項目の問題点と課題を整理することになる。
- ③ ヒアリング調査では次の点を中心に聴取した。管内の求人・求職者動向、職業分類表の使い勝手がよくないと感じる点、分類番号の付与が難しいケース、分類番号を付与するとき現行の職業分類表では不便な点、複合的な職務で構成される求人職種に分類番号を付与する方法など

5 本調査の位置づけ

本調査は労働省編職業分類の改訂に向けて利用者の視点から問題点を洗い出すために実施した。労働省編職業分類は図表2の通り大・中・小・細分類の4階層で構成された分類体系である。このうち上位3階層（大・中・小分類）は日本標準職業分類との整合性を確保している。最下層の細分類レベルに設定された項目は労働省編職業分類の独自のものであり、職業紹介の業務に用いられているのはこのレベルの職業である。職業分類の改訂作業では分類体系の枠組みと実務で実際に用いられる項目の両者について検討が行われる。分類の枠組みに関しては、日本標準職業分類との整合性と職業安定法第15条の規定をめぐる問題点と課題について既に報告書を取りまとめている³。実務での利用については本調査を通じて細分類レベルに設定された項目の問題点と課題を整理することになる。



³ 『職業紹介における職業分類のあり方-労働省編職業分類の改訂に向けた論点整理-』労働政策研究報告書 No.57(2006)、『官民共通の職業分類をめぐる現状と課題』労働政策研究報告書 No.77(2007)